

# 雇入れ計画書 記入例(事業主全体)

・直前の6月1日時点で雇用障害者数が法定雇用障害者数未満であったものの、現時点では雇用障害者数が法定雇用障害者数以上になっている場合は、「計画の基礎となる雇用状況」欄のみに記載して下さい。

・「計画1期」の「期末」は、始期から1年以内の日として下さい。  
 ・計画期間が「計画1期」で終了する場合は、「計画1期」の「期末」を「終期」として下さい。

・「始期」は、障害者雇入れ計画の提出期限の翌日から1月以内の日として下さい。  
 ・「終期」は、始期から2年以内の日を設定して下さい。

## 常用雇用労働者及び障害者の数の算定について

◆「常用雇用労働者」の総数の算定  
 常用雇用労働者の総数は、“常用雇用労働者数(週所定労働時間30時間以上の者)” + “短時間労働者数(週所定労働時間20時間以上30時間未満の者)” × 0.5 となります。

◆「障害者」の数の算定  
 ・重度身体障害者又は重度知的障害者  
     …1人を2人として算定  
 ・重度身体障害者以外の身体障害者又は重度知的障害者以外の知的障害者  
     …1人を1人として算定  
 ・精神障害者 …1人を1人として算定  
 ・重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者  
     …1人を1人として算定  
 ・重度身体障害者以外の身体障害者又は重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者 …1人を0.5人として算定  
 ・精神障害者である短時間労働者  
     …1人を0.5人として算定  
 ただし、精神障害者である短時間労働者であって、各基準日(調査期日、計画1期末、最終期末)時点で次のいずれにも該当する者 …1人を1人として算定  
 ① 雇入れの日又は精神障害者保健福祉手帳の取得の日から3年以内の者  
 ② 令和5年3月31日までに、雇入れられ、又は精神保健福祉手帳を取得した者

様式第2号その1 (第5条関係)

障害者雇入れ計画書							令和3年3月10日	
大阪府知事様 大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例第18条第1項前段の規定により、次のとおり提出します。								
事業主	住所 (法人にあっては、主たる事業所の所在地)	〒540-0000 (電話番号) 06-0000-0000 おおさかふおおさかしちゅうおうく****ちよう 大阪府大阪市中央区〇〇町〇-〇-〇		(事業の種類) <b>建設業</b>		計画の始期及び終期		
	名称 (法人にあっては、主たる事業所の所在地)	****かぶしがいいしゃ <b>〇〇株式会社</b>				始期	令和3年4月1日	
	氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)	だいひょうとりしまりやく **** たろう <b>代表取締役 〇〇 太郎</b>		事業所の数	<b>2</b>		終期	令和5年3月31日
計画期間における労働者の雇入れ予定数及び各期末において見込まれる雇用の状況								
区分	計画の基礎とする雇用状況 調査年月日 (3.3.1)	計画1期 (始期~4.3.31期末)		計画最終期 (4.4.1~5.3.31終期)		計画期間における雇入れ予定数の合計	備考	
		雇入れ予定数	期末において見込まれる雇用の状況	雇入れ予定数	期末において見込まれる雇用の状況			
ア 常用雇用労働者の総数	180.0人	5.0人	185.0人	5.0人	190.0人	10.0人		
イ 法定雇用障害者数算定の基礎となる労働者の数	144.0人		148.0人		152.0人			
ウ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者である労働者の数	1.0人	1.0人	2.0人	1.0人	3.0人	2.0人		
エ 実雇用率 (ウ÷イ×100)	0.69%		1.35%		1.97%			
オ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数	2.0人		1.0人		0.0人			
カ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇入れを予定する事業所の数		2カ所		2カ所		2カ所		
備考								

・「計画の基礎とする雇用状況」は、常用雇用労働者の総数等について、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合計数を記載して下さい。  
 ・なお、調査年月日は、できる限り計画の始期に近い時点として下さい。

・「イ」欄は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第4の除外率設定業種に掲げる業種に該当する事業所がある場合には、事業所ごとに「除外する常用雇用労働者の数」を算出し(1人未満の端数は切り捨て)、その数を「ア」欄の数から控除した数を記載して下さい。除外率が設定されている事業所がない場合は、「ア」欄と同数となります。

・各欄の数値は、「エ」を除き、小数点以下第1位まで記載して下さい。  
 ・「エ」欄の実雇用率は、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載して下さい。

・「オ」欄は、「イ」欄の数に障害者雇用率100分の2.3(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2に掲げる特殊法人等にあっては、100分の2.6)を乗じて得た数(1人未満の端数は切り捨てる)から「ウ」欄の数を控除した数を記載して下さい。

・「雇入れ予定数」は、計画期間中に雇入れを予定する常用雇用労働者、身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数を記載して下さい。  
 ・なお、記載する数の算定にあたっては、新規雇入れ予定数から定年退職等の離職予定数を差し引くほか、右の「常用雇用労働者及び障害者の数の算定について」をご参照下さい。

・事業所用(その2)を提出する必要がある事業主以外で、障がい者の雇入れを予定している事業所がある場合は当該事業所名を記載して下さい。  
 (例) 府内に本社を置く事業主で府外の特定の事業所での雇入れを予定している場合など

## 事業所用(その2)を提出していただく事業主について

・大阪府外に主たる事業所を置き、かつ、大阪府内に支社・支店等の事業所を置く事業主  
 ・障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する親事業主、第45条の2第1項に規定する関係親事業主、第45条の3第1項に規定する特定組合等が障害者雇入れ計画書を提出する場合  
 ⇒詳しくはその2の記載要領をご覧ください。

# 雇入れ計画書 記入例(事業所用)

## ＜様式第2号その2を提出していただく事業主＞

- 大阪府外に主たる事業所を置き、かつ、大阪府内に支社・支店等の事業所を置く事業主
  - ・様式第2号その1に、事業主全体の障害者雇入れ計画を記入して下さい。様式第2号その2には、府内の事業所の障害者雇入れ計画を記入して下さい。  
(雇入れ予定が0名であっても記入して下さい。また、府内に複数事業所がある場合は、事業所ごとにその2を作成して下さい。)
- 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する親事業主、第45条の2第1項に規定する関係親事業主、第45条の3第1項に規定する特定組合等が障害者雇入れ計画書を提出する場合
  - ・ ・ ・ 特例子会社、関係会社、関係子会社又は特定事業主に係る障害者雇入れ計画は、様式第2号その2に記入して下さい。

様式第2号その2 (第5条関係)

障害者雇入れ計画書(事業所用)		令和3年3月10日					
大阪府知事 様							
大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例第18条第1項前段の規定により、次のとおり提出します。							
事業主	(ふりがな) 住所 (事業所の所在地) 〒540-0000 (電話番号) 072-000-0000 おおさかふいばらきし****ちよう 大阪府茨木市〇〇町〇-〇-〇 (ふりがな) 名称 *** かぶしがいしや おおさかしてん 〇〇業 □□ 株式会社 大阪支店 (ふりがな) 氏名 (法人にあつては、代表者の氏名) だいひょうとりしまりやく **** ** 代表取締役 □□ □□	〇〇業					
計画期間における労働者の雇入れ予定数及び各期末において見込まれる雇用の状況							
区分	計画の基礎とする雇用状況 調査年月日 (3.3.1)	計画1期 (始期~4.3.31期末)		計画最終期 (4.4.1~4.5.31終期)		計画期間における 雇入れ予定数の合計	備考
		雇入れ予定 数	期末において 見込まれる雇 用の状況	雇入れ予定 数	期末において 見込まれる雇 用の状況		
ア 常用雇用労働者の総数	50.0人	1.0人	51.0人	1.0人	52.0人	2.0人	
イ 法定雇用障害者数算定の基礎となる労働者の数	50.0人		51.0人		52.0人		
ウ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者である労働者の数	0.0人	0.0人	0.0人	1.0人	1.0人	1.0人	
備考							

・「計画1期」の「期末」は、始期から1年以内の日として下さい。  
 ・計画期間が「計画1期」で終了する場合は、「計画1期」の「期末」を「終期」として下さい。

・「常用雇用労働者の総数」は、“常用雇用労働者の数(短時間労働者を除く)”+“短時間労働者の数×0.5”となります。(『雇入れ計画書記入例(事業主全体)』右の「常用雇用労働者及び障害者の数の算定について」をご参照下さい。)

・「ア」、「イ」及び「ウ」欄には、小数点以下第1位まで記載して下さい。

・「雇入れ予定数」は、計画期間中に雇入れを予定する常用雇用労働者、身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数を記載して下さい。  
 ・なお、記載する数の算定にあたっては、新規雇入れ予定数から定年退職等の離職予定数を差し引くほか、『雇入れ計画書記入例(事業主全体)』右の「常用雇用労働者及び障害者の数の算定について」をご参照下さい。